

独立行政法人国立大学財務・経営センターの平成19年度に係る業務の実績に関する評価

全体評価

①評価結果の総括

国立大学財務・経営センターは、国立大学法人等における教育研究の振興に資するため、国立大学法人等における施設整備に必要な資金の貸付・交付や財務・経営に関する調査研究などの業務活動について、中期目標の達成に向け、年度計画に従い着実に実施している。

また、平成18年度の事務及び事業の見直しにより、平成19年度から融資等業務に特化された中で、融資等業務に密接に関連する財務・経営の改善に関する情報提供及び協力・助言業務の整備により、国立大学法人等の財務・経営の改善を図るというセンター本来の役割を十分に果たしている。

なお、少人数のスタッフにも関わらず、活発な調査研究が実施されており、今後の国立大学財政の本格的な改革に繋がる大きな成果が期待される。

<参考> ・業務運営の効率化:A ・業務の質の向上:A ・財務内容の改善:A

②評価結果を通じて得られた法人の今後の課題

- (イ) 貴重な調査・研究結果は、今後少子化を迎えるにあたり、高等教育の在り方の検討に資するところが大きいと思われるので、更なる研究成果の活用を期待したい。(項目別-7)
- (ロ) 調査・研究の重要性からみて、組織の充実を期待したい。(同上)
- (ハ) メールマガジンや若手職員勉強会のメーリングリストなども活用し、国立大学法人間のネットワーキングや経営相談機能が、かなり充実してきたので、今後は各国立大学法人の経営者を巻き込んだレベルでの更なる情報共有を期待したい。(項目別-13)
- (ニ) 社会の状況やニーズに合わせ、大学共同利用施設の更なる稼働率の向上と自己収入の確保を期待したい。(項目別-15/18)

③評価結果を踏まえ今後の法人が進むべき方向性

大学評価・学位授与機構との統合を鑑みながらの国立大学財務・経営センターの業務の充実が望まれる。

- (イ) 調査・研究結果の社会一般への積極的な活用が望まれる。
- (ロ) 国立大学の財政は今後抜本的な改革が迫られる可能性を秘めており、着実な業務の遂行とともに、確実な大学の現状の把握と、将来を見据えた研究の充実が望まれる。
- (ハ) 経営者を対象とした情報共有の場の構築が望まれる。
- (ニ) 社会の状況やニーズに合わせた設備の充実が必要である。

④特記事項

平成18年度の事務及び事業の見直しにより特化された業務は、着実に業務の品質・プロセスなどが改善され、効率化されている。

文部科学省独立行政法人評価委員会 大学支援関係法人部会
国立大学財務・経営センター作業部会委員

- 臨時委員(作業部会主査) 舘 昭 桜美林大学大学院大学アドミニストレーション
研究科長
- 委員 佐野 慶子 公認会計士、佐野公認会計士事務所長
- 臨時委員 福井 次矢 聖路加国際病院長
- 臨時委員 古阪 幸代 明豊ファシリティワークス株式会社執行役員
FMコンサルティング部長

独立行政法人国立大学財務・経営センターの平成19年度に係る業務の実績に関する評価(案)

項目別評価総表

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化					項目名	中期目標期間中の評価の経年変化					
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置					A	A	3 寄附金の受入れ及び配分	B	B	B	B	
1 業務内容の精査、組織の見直し状況	A	A	A	A		4 高等教育財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査研究	A	A	A	A		
2 業務内容の見直し、外部委託の推進等による効率化	A	A	A	A		①アンケート調査の分析と情報提供	A	A				
3 事務情報化の推進、事務処理の効率化	A	A	A	A		②法人化後の財務・経営についての情報収集	A	A				
4 業務の効率化	A ⁺	A	A	S		③大学の予算獲得等についての日米の比較研究及び研究成果の公開	A	A				
①一般管理費に係る効率化の実施状況	A ⁺	B				④国立大学法人の財務・経営に関する比較分析の予備的検討	A	A				
②事業費に係る効率化の実施状況	A ⁺	B				⑤IMHE事業の参加及び内外の関係機関との交流協力	A	A				
③大学共同利用施設の管理運営費に係る効率化の実施状況	A	A				⑥研究会・シンポジウム等の開催及び研究紀要等の刊行	A	A				
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置					A	A	5 セミナー・研修事業の開催	A	A	A	-	
1 国立大学法人等の財産管理等に関する協力・助言	A	A	A	A		①大学トップマネジメントセミナーの実施	A	A				
①各国立大学法人等の共通課題の処理実績の収集等	A	A				②大学財務・経営セミナーの実施	A	A				
②財産管理に関する法律相談等	A	A				③大学職員スキルアップ研修の実施	A ⁺	A				
③研究協議会の実施	B	A				6 国立大学法人等の財務・経営の改善に資する情報提供の実施	A	A ⁺	A	A		
④処分促進方策調査協力者会議の開催及び助言の実施	A	-				①調査研究の成果の提供	A	A ⁺				
⑤財産処分関連業務の実施	A	-				②財務・経営に関するガイドブックの作成・配付	A	A ⁺				
2 施設費貸付事業及び施設費交付事業	A	A	A	A		③説明会・シンポジウム・講演会の開催	A	A ⁺				
①文部科学大臣の定める施設整備計画に基づく施設費の貸付	A	A	A	A		7 財務・経営の改善に関する協力・助言	A	A	A	A		
②償還確実性の審査	A	A				①財務・経営に関する情報提供及び経営相談などの協力・助言	A	A				
③施設費貸付事業の財源調達	A	A ⁺				②リユースシステムのPR及び成功事例の紹介	A	B				
④債権を確実に回収するための取組	A	A				8 大学共同利用施設の管理運営	B	A	A	A		
⑤文部科学大臣の定める施設整備計画に基づく施設費の交付	A	A	A	A		①学術総合センター共用会議室の管理運営	B	B				
⑥適正な事業実施を確保するための取組	A	A				②キャンパスイノベーションセンターの管理運営	A	A ⁺				

項目別評価総表

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化				
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
9 国立大学法人財務・経営情報システムの構築	—	B	A	A	
①国立大学法人財務・経営情報システムの構築及び供用に向けた取組	—	B			
②国立大学法人関係者との連携・協力の実施	—	B			
10 旧特定学校財産の管理処分	A	A	A	A	
①広島大学跡地の処分に向けた取組	A	B			
②東京大学跡地の売却に向けた取組	A	A			
11 承継債務の確実な徴収及び償還	A	A	A	A	
Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画			A	A	
適正な予算の執行状況	A	A	A	A	
自己収入の確保	B	B	A	B	
①適正な利用料の徴収及び利用率向上に向けた取組	B	B			
②国立大学法人等からの受託事業増加に向けた取組	B	B			
人件費の削減	—	—	A	A	
Ⅳ 短期借入金の限度額			—	—	
短期借入金の借入	—	—	—	—	
Ⅴ 重要な財産を譲渡し、又は担保する計画			—	—	
重要な財産の処分等	—	—	—	—	
Ⅵ 剰余金の使途			—	—	
剰余金の使用状況	—	—	—	—	
Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項			A	A	
人事管理の状況	A	A	A	A	
①柔軟な組織体制の構築及び人事交流の実施	A	A			
②専門的研修事業等の活用	A	A			
③人事管理の状況	A	A			
中期目標期間を超える債務負担の状況	A	A	A	A	

○評価の評定について

【平成16年度～平成17年度】

A+：特に優れた業績を上げている。

A：中期計画を十分に履行し、中期目標に向かって着実に成果を上げている。

B：中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かっておおむね成果を上げている。

C：中期計画をほぼ履行しておらず、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。

C-：評価委員会として業務改善の勧告を行う必要がある。

【平成18年度～】

S：特に優れた実績を上げている。

A：中期目標通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標の達せに向かって順調、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。

B：中期計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期目標を達成し得ると判断される。

C：中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。

F：評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。

備考(法人の業務・マネジメントに係る意見募集結果の評価への反映に対する説明等)
本法人の業務・マネジメントに係る意見募集を実施した結果、意見は寄せられなかった。

【参考資料1】予算、収支計画及び資金計画に対する実績の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
収入						支出					
運営費交付金	563	591	546	522		センター事業費	290	311	297	299	
産学協力事業収入	203	269	284	271		一般管理費	234	236	219	225	
寄附金収入	—	1	—	—		産学協力事業費	192	253	291	271	
長期借入金等	54,404	71,227	65,816	70,600		施設費貸付事業費	54,404	71,227	65,816	71,155	
財産処分収入納付金等	32,676	407	1,195	49		施設費交付事業費	6,414	12,180	8,347	8,600	
承継債務負担金等収入	104,391	104,867	105,784	107,598		承継債務等償還金	108,200	104,859	105,662	106,551	
不動産処分収入	7,019	20	—	6,300		その他の支出	3	139	210	333	
不動産貸付料収入	599	728	733	615		翌年度貸付事業財源	—	—	—	278	
雑収入	9	4	5	2							
国立大学財務・経営センター法 第15条積立金取崩額	—	11,168	6,472	1,755							
計	199,864	189,282	180,835	187,712		計	169,737	189,205	180,842	187,712	

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
費用						収益					
経常費用	41,182	41,864	36,227	36,496		経常収益	38,784	30,727	29,769	33,430	
業務費	6,934	12,905	35,992	36,268		運営費交付金収益	494	523	490	496	
施設費交付金	6,414	12,180	8,347	8,342		共同利用施設貸付料収入	192	253	292	278	
減価償却費	70	77	86	128		政府等受託収入	—	—	—	12	
長期借入金支払利息	—	—	1,820	2,743		処分用資産賃貸収入	599	728	734	735	
承継債務支払利息	—	—	24,993	22,296		処分用資産売却益	3,448	13	—	—	
センター債利息	—	—	64	126		処分用資産売却収入	—	—	—	6,300	
その他経費	451	648	682	2,633		施設費交付金収益	—	407	1,195	123	
一般管理費	224	225	221	215		施設費貸付金受取利息	—	—	1,942	2,974	
減価償却費	3	5	7	10		承継債務負担金債権受取利息	—	—	24,993	22,296	
その他経費	221	220	214	205		寄付金収益	1	1	0	0	
財務費用	34,024	28,734	14	13		資産見返負債戻入	72	77	81	123	
長期借入金支払利息	107	910	—	—		財務収益	33,971	28,722	37	47	
承継債務支払利息	33,917	27,805	—	—		運用利息	6	2	—	—	
センター債利息	—	6	—	—		長期貸付金受取利息	107	914	—	—	
債券発行費等	—	14	14	13		承継債務負担金債権受取利息	33,858	27,805	—	—	
臨時損失	48	—	0	—		有価証券利息	—	1	37	47	
						雑益	6	4	5	45	
計	41,230	41,864	36,227	36,496		臨時利益	58,736	—	—	—	
						計	97,520	30,727	29,769	33,430	
						純利益又は純損失(△)	56,289	△ 11,137	△ 6,458	△ 3,066	
						国立大学財務・経営センター法 第15条積立金取崩額	—	11,168	6,472	3,063	
						目的積立金取崩額	—	—	—	—	
						総利益	56,289	30	14	△ 3	

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

販売用不動産の売却について、従来は簿価と収入額の差額を処分用資産売却益として計上していたが、19年度は処分用資産売却原価(1,691百万円)を費用として計上(業務費-その他経費)し、収入額を処分用資産売却収入として計上している。

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
資金支出						資金収入					
業務活動による支出	92,374	113,191	102,205	103,708		業務活動による収入	145,463	106,895	108,554	115,038	
投資活動による支出	57,886	23,542	36,349	47,167		投資活動による収入	27,764	35,564	43,245	46,900	
財務活動による支出	77,129	75,954	78,669	80,717		財務活動による収入	54,404	71,213	65,803	68,555	
翌年度への繰越金	244	1,228	1,607	508		前年度よりの繰越金	2	244	1,228	1,607	
計	227,633	213,916	218,830	232,100		計	227,633	213,916	218,830	232,100	

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

【参考資料2】貸借対照表の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
資産						負債					
流動資産	135,431	126,856	1,005,924	990,602		流動負債	79,161	81,752	83,578	82,450	
固定資産	916,007	908,278	9,360	8,742		固定負債	906,645	899,149	884,192	872,951	
						負債合計	985,807	980,901	967,770	955,401	
						資本					
						資本金	9,602	9,602	9,602	9,602	
						資本剰余金	△ 261	△ 521	△ 782	△ 1,287	
						利益剰余金	56,289	45,152	38,694	35,628	
						(うち当期末処分利益)	56,289	30	14	△ 3	
						資本合計	65,631	54,233	47,514	43,943	
資産合計	1,051,438	1,035,134	1,015,284	999,344		負債資本合計	1,051,438	1,035,134	1,015,284	999,344	

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

【参考資料3】利益(又は損失)の処分についての経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
I 当期末処分利益	56,289	30	14	△ 3	
当期総利益	56,289	30	14	△ 3	
前期繰越欠損金	—	—	—		
II 利益処分額	56,289	30	14	△ 3	
積立金	22	30	14	△ 3	
国立大学財務・経営センター法 第15条積立金	56,268	—	—	—	
独立行政法人通則法第44条 第3項により主務大臣の承認 を受けた額	—	—	—	—	
目的積立金	—	—	—	—	

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

【参考資料4】人員の増減の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:人)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
役員	3	3	3	3	
役員(非常勤)	1	1	1	1	
研究職員	4	4	4	4	
事務職員	22	22	22	22	
計	30	30	30	30	

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

独立行政法人国立大学財務・経営センターの平成19年度に係る業務の実績に関する評価(案)

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置【評価 A】

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
1 業務内容を精査し、必要に応じて組織の見直しを行う。	1 業務内容を精査し、必要に応じて組織の見直しを行う。	業務内容の点検及び組織の見直し状況	法人の自己評価を参考にしつつ定性的評価を実施し、委員の協議により評定を決定（以下「委員の協議により評定を決定」と表記する）					<p>○役員の状況 役員については、前年度同様、理事長、理事及び監事2名（常勤1名、非常勤1名）の体制を維持した。</p> <p>○事務組織の状況 事務組織については、前年度同様、総務部の3課（総務課、施設助成課、経営支援課）及び審議役の体制としたところであるが、本年度は、経営相談事業の充実及び内部統制の充実・強化の観点から、以下のとおり組織の見直しを行った。 ①相談事業体制の充実 経営支援課に7月から新たに「経営情報係主任」（企画係員の振替）を配置し、相談事業体制の充実を図った。 ②内部監査室の設置 内部統制の充実・強化を図るため、内部監査室設置要項及び内部監査規則を制定し、より一層のセンター業務の適正かつ効率的な執行と会計経理の適正を期することとした。</p> <p>○研究組織の状況 研究組織については、5研究部門（高等教育財政論、高等教育計画論、財務運営論、地域連携論、財務評価論）の体制を継続し、研究部長（教授）1名、教授1名、准教授2名の計4名の常勤職員を配置するとともに、7名の客員教員（うち1名は外国人研究員）を配置した。</p>	A	○相談事業体制の充実と内部監査室の設置による内部統制機能の充実は、業務内容に即した前向きな組織の見直しであると評価できる。
2 業務内容の見直しを行い、アウトソーシング可能なものについては、外部委託を推進するとともに、外部委託の契約内容も逐次見直し、より一層の効率化を図る。	2 業務内容の見直しを行い、アウトソーシング可能なものについては、外部委託を推進するとともに、外部委託の契約内容も逐次見直し、より一層の効率化を図る。	業務内容の点検及び外部委託の検討・実施状況	委員の協議により評定を決定					<p>○学術総合センター共用会議室の管理運営業務 学術総合センター一橋記念講堂及び共用会議室においては、適切な管理運営の実施と効率化を図るために、前年度に引き続き、平日の予約受付業務、平日夜間・土休日昼夜間の利用者サポート業務及び会場設営サービス業務、請求補助業務の外部委託を実施し、利用サービス業務の効率化を図っている。 本年度は、外部利用者がホームページから施設予約や利用に関する情報を得ることのできる会議室予約管理システムを本格稼働させ、予約管理業務の効率化を図った。</p> <p>○キャンパス・イノベーションセンターの管理運営業務 キャンパス・イノベーションセンターにおいては、適切な管理運営の実施と効率化を図るため、平成16年度から警備、清掃及び受付等の管理運営全般の外部委託を実施しており、また、一時利用室については、会場設営の準備時間に配慮した鍵の貸出し、館内機器の取扱い補助業務への対応など利用者の要望を踏まえて適切に対応してきた。 なお、本年度は、キャンパス・イノベーションセンター東京地区について、夜間の防犯体制強化のために個別に委託していた夜間警備業務を、管理運営業務と一括して外部委託契約することにより、より一層の業務の効率化と経費の節減を図った。</p> <p>○研究協議会に係る業務 研究協議会に係る業務については、平成18年度までは、資料準備、運営実施に係る業務について本センター事務職員が総動員態勢で対応してきたが、平成19年度からは当該業務のうち、資料印刷（印刷、帳合い、封入作業）、開催当日の運営補助（受付、資料配付）の外部委託を実施したことにより、職員の負担軽減・事務職員の講演者等との円滑な連絡・調整、質疑応答への迅速な対応等、研究協議会参加者へのサービス向上が図られた。 このほか、文部科学省委託事業の一環として開催した「英国大学の資金配分と施設整備－シェフィールド大学の事例に学ぶ－」については、高等教育に精通した通訳者による同時和訳を専門業者に委託し、参加者への便宜を図った。</p>	A	○夜間警備業務を管理運営業務と一括して外部委託契約することにより、一層の業務の効率化と経費の節減を図っている。 ○研究協議会に関わる業務の効率化はコア業務への集中のための適切なアウトソーシングである。

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
3 事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化を図る。	3 事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化を図る。	事務情報化の推進状況	委員の協議により評定を決定					<p>○事務情報化推進計画の着実な実行</p> <p>①グループウェアを活用した電子決済の実施 従来、物品の注文については、文書（注文書）による決裁を行っていたが、前年度導入したグループウェアを活用した電子決裁を導入し、事務処理の効率化を図った。</p> <p>②インターネットによる支払の導入 承継債務負担金及び財政融資資金の元金金の償還については、従来、取引銀行で作成した小切手を日銀本店へ持参し支払を行っていたが、平成19年度より「Pay-easy（ペイジー）」によるインターネットバンキングでの支払を導入し、事務効率化と危険防止を図った。</p> <p>③債権・債務管理システムの構築 施設費貸付事業に係る債権及び債務の効率的・効果的な業務運営を確保するため、 a. センターの債権額及び債務額の的確な把握（＝損失発生防止、一括管理による事務負担の軽減）、 b. 貸付金利の上乗せ率の算定（＝損失発生防止）、 c. 余裕金の発生時期の把握（＝余裕金の効率的な資金運用）を目的として、「債権・債務管理システム」の運用を開始し、業務の効率化を図った。</p> <p>④会議室予約管理システムの構築 学術総合センター共用会議室の管理運営業務について、本年度は更なる利用促進やサービスの向上を図るため、外部利用者が直接ホームページから施設予約や利用に関する情報を得ることのできる「会議室予約管理システム」を本格稼働させた。</p> <p>○施設費貸付事業及び施設費交付事業等の実施に係る文書管理システムの導入 施設費貸付事業及び施設費交付事業の業務執行において、事業対象の国立大学法人等から大量の関係書類が提出されたことから、これらの書類を電子化した上で検索・閲覧する「文書管理システム」を導入した。</p>	A	○着実に事務の情報化が進んでいる。 ○グループウェアによる電子決済の導入やインターネットバンキングの活用など効率化への積極的な取り組みがみられる
4 運営費交付金を充当して行う業務については、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（退職手当を除く。）に関し、計画的な削減に努め、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。また、大学共同利用施設の管理運営費等についても業務の効率化を図る。	4 運営費交付金を充当して行う業務については、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（退職手当を除く。）に関し、計画的な削減に努め、3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、1%以上の業務の効率化を図る。また、大学共同利用施設の管理運営費等についても業務の効率化を図る。	<p>効率化の状況（下記①②③の状況を踏まえ、本項目の総合評価）</p> <p>随意契約の見直し</p>	委員の協議により評定を決定					<p>○運営費交付金を充当して行う業務に係る効率化の状況 文部科学大臣の認可を受けた中期計画に基づき策定した年度計画の予算に、一般管理費は3%、その他の事業費は1%の効率化が盛り込まれており、年度計画に掲げる予算について適正に執行したことにより、年度計画以上の効率化が達成できた。</p> <p>○随意契約の見直し 随意契約により契約できる限度額については、平成18年度までは500万円以下であったが、平成19年4月に規則の改正を行い、国の基準額と同額になるよう引き下げを行った。この結果、随意契約から一般競争入札に移行した契約については、契約金額の低廉化が図られた。 また、平成18年度において締結した随意契約について点検・見直しを行い、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも平成20年度から一般競争入札等に移行することとした。</p> <p>○一般管理費（退職手当を除く）の効率化の状況 一般管理費については、消耗品費の削減、備品の長期利用、随意契約から一般競争への移行等を行ったことにより、一般管理費の決算額において、8.9%の効率化を達成した。</p> <p>○事業費（退職手当を除く）の効率化の状況 事業費については、ペーパーレス化の推進、消耗品費の削減、随意契約から一般競争への移行等により、事業費の決算額において、1.8%の効率化を達成した。</p> <p>○大学共同利用施設の管理運営費に係る効率化の実施状況 大学共同利用施設の管理運営費については、消耗品の削減とともに、委託業務の統合、随意契約から一般競争への移行等により効率化を図った。また、業務実績報告書等により具体的な成果を毎年度公表している。</p>	S	○目標値を上回る効率化を達成している。 ○一般管理費の大幅な削減、事業費の削減は評価に値する。特に随意契約の見直しは、ようやく独立法人化されたメリットが出てきた感がある。
		①一般管理費に係る効率化の実施状況								
		②事業費に係る効率化の実施状況								
		③大学共同利用施設の管理運営費に係る効率化の実施状況								

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置【評価 A】

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
1 国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言	1 国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言	財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言の実施状況 (下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価)	委員の協議により評定を決定					○国立大学法人等の財産管理に関する協力・助言については、国立大学等からの相談に対する助言、「施設整備の情報提供」のホームページ及びメールマガジンによる情報提供、研究協議会の開催(2回)等を実施することにより適切に対応した。	A	○協力・助言が順調に実施されており、相談内容も本格化してきている。
① 財産管理に関する協力・助言 国立大学法人等の適切な財産管理に資するため、各大学が抱える共通の課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ外部の専門家を活用した法律相談等を行い、適正に処理できるよう協力する。 さらに、国立大学法人等関係者を対象とする研究協議会を年2回程度開催する等により、協力・助言を行う。	財産管理に関する協力・助言 国立大学法人等の適切な財産管理に資するため、各大学が抱える共通の課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ外部の専門家を活用した法律相談等を行い、適正に処理できるよう協力する。 さらに、国立大学法人等関係者を対象とする研究協議会を2回程度開催する等により、協力・助言を行う。	①各国立大学法人が抱える共通課題の処理実績の収集及び情報提供の実施状況						○国立大学法人等の適切な財産管理に資するため、各大学が抱える共通の課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行う。具体的には国立大学法人等からの相談によって新たな課題の情報を収集するとともに、法人化前の情報の蓄積を加え、当該相談に対する助言等を行うこととしている。 本年度は、国立大学法人等から財産管理等に係る30件の相談があり、当センターで培ってきたこれまでのノウハウの蓄積等や専門家の活用により当該相談に適切に対応した。 さらに、情報提供の一環として、当センターが毎月1回国立大学法人等向けに発行しているメールマガジンに、引き続き「財産管理・施設整備に関する情報提供」のコーナーを設け情報発信を行うとともに、当該メールマガジンにより広く協力・助言事例の募集を行ったところである。		
		②法律相談等の実施状況						○国立大学法人等の財産管理に関する相談のうち、高度、かつ、専門的な相談内容の問題を解決するため、センターとして顧問弁護士等の専門家を委嘱しており、相談の内容に応じて、当該専門家に法律相談を行うこととしている。 本年度は、大学が民間会社と共同研究する目的で大学敷地内に事業用定期借地権を設定する際の法律上の相談や、大学に不動産が寄付された際に付された条件が法律上どの程度有効であるかなど、30件の相談のうち17件の高度、かつ、専門的な内容の相談を受け付けており、不動産関係諸法及び財務関係に精通している弁護士、司法書士などの専門家を活用するなどして当該相談に適切に対応した。		

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
		③研究協議会の実施状況						<p>○本年度は、国立大学法人等にアンケート調査を実施し、要望等を踏まえた上で、2回開催した。</p> <p>第1回目の研究協議会は、平成19年5月に国立大学法人等の実務担当者239人を対象に、①平成18年度決算の留意事項、②資産管理業務に係る管理セグメントについて、③大学における新たな資金調達について、④学生寄宿舎整備のための民間長期借入金事例紹介をテーマとして開催した。なお、当該研究協議会終了後、アンケート調査を実施した結果、「大変参考になった」、「参考になった」との回答が89.9%であり、参加者の満足度は高かった。</p> <p>また、第2回目の研究協議会は、平成19年11月に国立大学法人等の実務担当者219人を対象に、①債券等による資金運用に関する考察、②東京工業大学における資金運用、③東京大学における資金運用、④定期借地権の手法を用いた資産活用の検討、⑤定期借地権（事業用）を利用した新たな整備手法をテーマとして開催した。なお、当該研究協議会においても終了後にアンケート調査を実施した結果、「大変参考になった」、「参考になった」との回答が92.8%であり、参加者の満足度は高かった。</p> <p>さらに、本年度は、文部科学省先導的大学の改革推進委託事業の一環として、国立大学法人等の適切な財産管理に資するため、「英国大学の資金配分と施設整備ーシェフィールド大学の事例に学ぶー」を開催した。平成20年2月に全国立大学法人等の施設担当理事、部長等173人を対象に、①HEFCE（高等教育財政協議会）の施設整備資金交付の仕組み、②シェフィールド大学における学内資金配分、施設整備、ファシリティ・マネジメントをテーマとして講演し、パネルディスカッションを行った。なお、セミナー終了後、アンケート調査を実施した結果、「大変参考になった」、「参考になった」との回答が84.2%であり、参加者の満足度は高かった。</p> <p>なお、研究協議会等のアンケート回収については、アンケート用紙に色紙を使用するなどアンケートの回収率の向上に努めたところである。</p> <p>また、当センターホームページの「施設整備の情報提供」のページにおいて本年度に開催した研究協議会等の会議資料を新たに掲載し、積極的な情報提供に努めた。</p>		
② 財産処分に関する協力・助言	平成19事業年度計画なし	④処分促進方策調査協力者会議の開催及び助言の実施状況 ⑤財産処分関連業務の実施状況								
2 施設費貸付事業及び施設費交付事業	2 施設費貸付事業及び施設費交付事業	施設費貸付事業及び施設費交付事業の実施状況（下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価）	委員の協議により評価を決定					○施設費貸付事業及び施設費交付事業について、文部科学大臣の定める施設整備等に関する計画に基づき、それぞれ円滑に実施した。	A	○センターの各種規定・基準・手続き等に従い、円滑に実施されている。

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
<p>(1) 施設費貸付事業</p> <p>① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。</p>	<p>(1) 施設費貸付事業</p> <p>① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。</p>	<p>①文部科学大臣が定めた施設整備計画に基づく施設費の貸付状況</p>					<p>○文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行っており、貸付けにあたっては、文部科学大臣の定め及びセンター施設費貸付規程（平成16年8月2日理事長決定）に基づいて実施することとしている。</p> <p>本年度は、34国立大学法人（91事業）に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として、69,124百万円の貸付を行った。</p> <p>なお、翌年度繰越額1,322百万円については、国立大学法人における入札の不調等により事業に遅延が生じ、年度内支出が困難になったためである。また、貸付不用額710百万円については、国立大学法人における一般競争入札の結果、事業費が当初見込みより減になったことによるものであるが、その他については当初計画に基づき国立大学法人の資金需要に応じ、円滑に事業を実施した。</p>	A	<p>○国立大学法人の資金需要に応じ、円滑な施設費貸付事業が適切に実施されたと評価できる。</p> <p>○センター債券に係る格付け向上に向けたIR活動と資金調達努力は評価に値する。</p>	
<p>② 貸付けに当たっては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務状況等を十分勘案し、償還確実性の審査等を行う。</p>	<p>② 貸付けに当たっては、国立大学法人の財務状況等を十分勘案し、償還確実性の審査等を行う。</p>	<p>②償還確実性の審査等の取組及び実施状況</p>					<p>○審査に係る規程等</p> <p>施設費貸付事業については、「施設費貸付規程」、「貸付金債権管理規程」、「施設費貸付事業審査基準」及び「審査基準等の運用手続き」を整備し、償還確実性の確保等事業実施に関して万全を期しているところである。</p> <p>○具体的審査内容</p> <p>センターにおける審査としては、前年度の国立大学法人からの概算要求時及び文部科学省への借入金認可申請時における事前審査、国立大学法人からの借入申請時における本審査、財務諸表確定後における事後審査を実施している。</p> <p>事前審査は、国立大学法人の概算要求時に文部科学省における翌年度の貸付対象事業の選定に資するため、償還確実性を中心に実施した。さらに文部科学省への借入金認可申請時における審査においては、国立大学法人から提出を受けた契約状況一覧及び資金計画により、事業内容、進捗状況、借入時期の妥当性及び収支見込みの妥当性について審査を実施した。</p> <p>国立大学法人からの借入申請時における本審査においては、事業内容、償還計画及び担保力について総合的な審査を実施した。具体的には、文部科学省が定める事業内容（目的・借入金額・資金使途等）と申請内容との整合性はどうか、また、診療収入に占める単年度あたりの元利金償還額の割合が原則として事業年度における診療収入の100分の30以内であるかどうか、附属病院収入に占める債務残高の割合が原則として診療収入の100分の400以内であるかどうか及び担保物件の評価額が債務残高を超過しているかどうかについて審査を実施した。</p>			
<p>③ 貸付事業に必要な財源として、長期借入れ又は債券発行により資金の調達を行う。</p> <p>その際、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。</p>	<p>③ 貸付事業に必要な財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。</p>	<p>③貸付事業の財源調達の実施状況</p>					<p>○長期借入金</p> <p>本年度は、施設費貸付事業の財源として財政融資資金から63,569百万円の長期借入を行った。</p> <p>○センター債券の発行</p> <p>上記借入金のほか、センター債券の発行により市場から5,000百万円の資金調達を行った。</p> <p>センター債券の発行にあたっては、投資家の投資判断に資するための「債券内容説明書」を作成し、個別投資家訪問及びホームページの整備等IR活動（投資家向け広報活動）を積極的に行い、透明性の確保に努めるとともに、センター債券に係る格付を取得した（株）格付投資情報センター（R&I）AA+）。</p> <p>○資金需要及び工期遅延に対する対応</p> <p>施設費の貸付にあたっては、国立大学法人の資金需要に適切に対応するため、財政融資資金からの借入は月1回実施し、センター債券の発行は、国立大学法人の資金需要及び市場環境を勘案して平成20年3月7日に実施した。</p> <p>なお、大学での工期の遅延等により資金計画の遅れが生じないよう、各国立大学法人から、月初めに資金計画、支払日程調査票の提出を求め、未契約等の場合には、各国立大学から契約時期、支払計画の時期等の事情を聴取し確認するなど連絡を密にして対応した。さらに施設費貸付事業に係る出来高による部分払いの取扱いについて、平成19年10月12日に国立大学法人へ文書を送付し、工事等の遅延が生じないよう施工管理の徹底を促し、確実に出来高を確保させることによって、翌年度への繰り越しなどの抑制を図った。</p>			

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
④ 貸付事業に係る債権について確実に回収し、長期借入金債務等の償還を確実にを行う。	④ 貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実にを行う。	④債権を適正に管理し確実に回収するための取組状況						<p>○債権回収及び債務償還の状況 施設費貸付規程等に基づき、国立大学法人から確実に貸付金の回収を行うとともに、財政融資資金に対する長期借入金債務の確実な償還を行った（回収・償還は毎年度9月及び3月）。 なお、回収の確実性を確保するため、金銭消費貸借契約に基づき、a 状況報告書の徴取（毎事業年度終了後に事業状況報告書及び事業完了報告書を徴取）、b 財務諸表等の徴取（貸付期間中において、毎事業年度終了後に前年度の決算に関する財務諸表等を徴取）、c 現地調査（年2回（春・冬）、センター職員が国立大学法人（抽出：21大学）に出向いて行う現地調査）を実施した。</p> <p>○貸付金債権の管理 貸付金債権の回収を確実なものとするため、国立大学法人から「施設費貸付状況報告書」等を提出させ、貸付事業の実施状況及び担保物件の異動状況等について確認を行った。また、国立大学法人の財務諸表確定後に財務状況について報告させるとともに、提出された複数年分の「経営管理の指標に関する資料」により、附属病院に係る診療収入、医業費用等の過去からの推移等を多角的に検証し、償還確実性に影響を与えるような著しい変動がないことを確認した。</p> <p>○再貸付事業の状況 本年度においては、平成17年度から平成18年度までに発行したセンター債券の貸付けに係る元金相当額833百万円の回収が行われ、その内555百万円については国立大学法人の病院特別医療機械整備費に充当するため再貸付を実施したところである。なお、残額278百万円については、平成20年度に再貸付することとしている。</p>		
<p>(2) 施設費交付事業</p> <p>① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国から承継した旧特定学校財産を処分することで得られる収入、各国立大学法人等からの財産処分収入の一部分の納付金等の財源により、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。</p>	<p>(2) 施設費交付事業</p> <p>① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。</p>	⑤文部科学大臣が定めた施設整備計画に基づく施設費の交付状況					<p>○文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構に対し、施設整備に必要な資金の交付を行っており、交付に当たっては、文部科学大臣の定め、センター法により準用する補助金適正化法及びセンター施設費交付事業費交付要綱（平成16年6月1日理事長決定）に基づいて実施することとしている。 本年度は、90国立大学法人等（91事業）に対し、施設整備等に必要な資金として、8,316百万円を交付した。 なお、国立大学法人等の資金需要に適切に対応するため、交付金は国立大学法人等の請求に基づき概算払いにより支払を行ったが、1大学において26百万円の繰り越しが発生したところである。これは、建築基準法の改正に伴って建築確認申請手続きにかなりの時間を要し年度内に事業を完了することが困難になったためであるが、その他の事業については計画どおり円滑に実施できたところである。</p> <p>○国立大学法人等が国から出資された土地を処分した場合、その処分収入の一部をセンターに納付する仕組みとなっており、本年度は、8国立大学法人から123百万円が納付された。 また、センターが承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地について、平成19年4月に国立新美術館用地として独立行政法人国立美術館に賃貸したことによる賃貸料640百万円、平成20年1月に同法人に土地持分を売却したことによる代金6,300百万円及びセンターが所有する未売却持分の土地使用料93百万円の収入があった。 さらに、施設費交付事業の財源とするため、施設整備勘定の資金を国債購入により運用し、68百万円の運用益を得たところである。</p>	A	○施設整備計画に基づき施設費は適切に交付されていると評価できる。	

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。	② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。	⑥適正な事業実施を確保するための取組状況						○施設費の交付にあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び「センター施設費交付事業費交付要綱（平成16年6月1日理事長決定）」等に基づき、各大学から、法人名、事業名、交付申請額、その目的と内容等を記載する交付申請書の提出を受け、a 当該申請に係る交付金が法令及び文部科学大臣の定めに違反しないか、b 目的・内容が国立大学等の教育研究環境の整備充実を図るためのものか、c 交付申請額が土地の取得、施設の設置等及び設備の設置に必要な資金か、金額の算定に誤りがないかについて審査し、適性と認められたため交付決定を行った。 また、当該事業完了後、各大学から実績報告書が提出され、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかの審査を行い、交付金の額の確定を行った。 さらに、年2回（春・冬）、センター職員が国立大学法人（抽出：21大学）に出向き、交付対象事業に係る現地調査を実施した。 なお、国立大学法人等の施設費交付事業担当者を対象として、平成19年9月に「施設費交付事業に関する説明会」を実施し、施設費交付事業の具体的な手続き等をまとめた「施設費交付事業の手引き」を作成・配布したところである。 国立大学法人等における弾力的・機動的な交付事業の執行に資するため、大学が交付事業の内容を変更しようとする場合であって、変更後の事業内容が当センターが定める包括承認工事リストに掲げる工事に該当する場合には、センターの承認があったものとみなすこととし、平成19年11月1日に、「施設費交付事業費に係る計画変更の承認について」を通知した。		
3 寄附金の受入れ及び配分 下記の事項に留意しつつ、寄附金の受入れ・配分を行う。 ① 寄附金受入れを促進するため、ホームページや出版物への掲載等により、産業界、個人篤志家をはじめ社会に積極的に広報し、普及させる。 ② 配分に当たっては、受入れ内容を十分考慮するとともに、透明性を確保しつつ、配分を行う。	3 寄附金の受入れ及び配分 下記の事項に留意しつつ、寄附金の受入れ・配分を行う。 ① 寄附金受入れを促進するため、ホームページ等により、社会に積極的に広報し、普及させる。 ② 配分に当たっては、受入れ内容を十分考慮するとともに、透明性を確保しつつ、配分を行う。	寄附金の受入れ促進のための広報活動の実施状況及び適正な配分を行うための取組状況	委員の協議により評定を決定					○寄附金受入れの促進・普及 センターの業務に理解の深い企業等を訪問の結果、寄附への理解を得られた2社と昨年度に引き続き調整を行ったが、結果として、本年度の受入れには至らなかった。 本年度においても、本センターの寄附金を活用した経営支援事業を、より多くの企業等に理解してもらうため、パンフレット「寄附金募集のご案内」を理事長・理事を中心に直接企業を訪問し、趣旨の理解と啓発を行った。 ○配分 寄附金の受入れはなかった。	B	○努力は認められるが、結果に結びついていない。 ○直接国立大学への寄附になり、センターへの寄付は難しいとは言え、達成できなかったという評価にせざるを得ない。 ○募集活動は適切に行ったものと評価できるが、実現に至らなかった為、成果は得られていない。
4 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するため、下記の調査及び研究を行う。	4 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するため、下記の調査及び研究を行う。	国立大学法人等における財務・経営に関する調査研究の実施状況 (下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価)	委員の協議により評定を決定					○研究部（常勤の教育研究職員4名）では、高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営の改善を図るために、①大学の財務・経営に関する調査研究活動、②内外の高等教育財政に関する調査研究活動、③国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集分析、④IMHE事業等への参加等を行っており、また、⑤これらの調査研究の成果の公開を積極的に進めている。	A	○余り多くないスタッフにも関わらず活発な研究が実施されており、今後の国立大学財政の本格的な改革に繋がる大きな成果が期待される。また、研究事業の重要性からみて、組織の充実が望まれる。 ○活発な調査研究がなされ、報告の機会も年度内に設けられており、紀要や報告書も刊行されていることから評価できる。 ○貴重な調査・研究結果は、今後少子化を迎えるに当たり、高等教育の在り方の検討に資するところが大きいと思われることから、更なる研究成果の活用が期待される。

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
<p>① 大学の財務及び経営に関する国内外の事例等を参考にしつつ、マネジメント・システムとその運用について、調査研究を進め、研究成果を公開し、関係者の参考に供する。</p> <p>特に、国際的な高等教育財政・財務に関する改革の動向を踏まえつつ、法人化前後における各国立大学内部の資金配分方法の変動していく過程について、平成18年度までに理論的・実証的に解明し、研究成果については、広く関係者の参考に供する。</p>	<p>① 大学の財務及び経営に関する国内外の事例等を参考にしつつ、マネジメント・システムとその運用について、調査研究を進め、研究成果を公開し、関係者の参考に供する。</p> <p>特に、平成18年度までの各国立大学の資金配分方法に関する調査研究結果と、国際的な高等教育財政・財務に関する改革の動向を踏まえつつ、法人化後における各国立大学の資金調達等の状況について、調査及び研究を行う。今年度は主として関連文献・資料・データの収集を実施する。</p>	<p>①アンケート調査の分析と情報提供状況</p> <p>②国立大学訪問調査による法人化後の財務・経営についての情報収集状況</p>						<p>○国立大学法人における基盤的教育研究に関する研究 国立大学法人の基盤的資金は政府から交付される運営費交付金であるが、効率化係数や経営改善係数により年々削減がなされている。このような背景を踏まえ、今年度から「国立大学法人における基盤的教育研究に関する研究」をテーマに、今後の国立大学法人における基盤的教育研究経費の在り方について研究することとした。具体的には、国公立大学予算の積算根拠に関する歴史的研究、「学生一人あたり教育費」や「教員一人あたり研究費」などの教育研究の単位コスト (unit cost) に関する実証的研究、政府予算・補助金の算出根拠に関する国際比較研究の3領域における研究を進めるとともに、これらを発展的に統合していく予定である。これらを通じて、諸外国における大学に対する政府予算・補助金の決定方法の理論と実践から我が国に適用できる要素や、国立大学法人の単位コストを明らかにするとともに、基盤的教育研究経費の概念を整理し、国立大学法人の基盤的教育研究の算出方式を検討しようとするものである。</p> <p>本年度は、歴史的な統計資料・文献等の幅広い収集を進めることができ、国内調査については、国立大学法人の実績コストを調査するためのプランを立て、山形大学、大分大学を訪問して実態調査を行うとともに、研究会等で協議を行った。また、アメリカ、イギリスへの訪問調査を行い、研究課題に関わる基礎情報の収集・検討を進め、アメリカ等における大学の予算配分システム等について知見を得た。さらに、アメリカの州高等教育管理者協会に、全米各州政府の予算担当官を対象とした高等教育予算編成プロセスの算定根拠に関するアンケート調査を委託・実施した。これらを踏まえて5回の研究会を開催し、検討を深めることができた。</p> <p>○国立大学における授業料の設定等に関する研究 国立大学の法人化により、各国立大学は、法人化前は国が一律に設定した授業料を、国が設定する範囲内で自由に決定できるようになった。授業料は、国立大学法人の経営に大きな影響を与えるだけでなく、機会均等の確保や奨学金の在り方などにも関わり、様々な観点から多様な検討が求められる。このため、今年度から「パブリックセクターの高等教育機関における授業料の国際比較研究」を実施している。具体的には、アメリカ及びヨーロッパ主要国との比較分析を行うとともに、各国立大学の授業料水準の動向や、明治期から現在に至るまでの授業料水準に関わる時系列的分析、授業料が大学財務経営に与える影響の検討などを行い、日本の高等教育行政政策、大学経営財務に関して有効な知見を得ようとするものである。</p> <p>本年度は、山形大学、大分大学を訪問して各国立大学が授業料の設定幅に対してどのように対応しているかを調査するとともに、国内の研究者から戦前における授業料の推移等に関する研究成果の報告を受けた。また、アメリカへの訪問調査もを行い、これらを踏まえて5回の研究会を開催し、議論を深めた。</p> <p>○国立大学の施設整備方策に関する調査研究 国立大学の施設は、その教育研究を支える重要な基盤であり、着実な整備が必要であるが、現下の厳しい財政事情により、施設整備のための予算は大幅に不足している。このため、今年度に、我が国の国立大学の施設整備に関する財源確保やその配分方法の在り方、大学における施設マネジメントの在り方について重要な示唆を得る目的で、欧米の大学における実態調査を行った。</p> <p>具体的には、長岡技術科学大学、滋賀大学、豊橋技術科学大学、愛知教育大学、静岡大学、奈良教育大学を訪問し、施設整備の状況について実態調査を行った。また、アメリカ及びイギリスを訪問し、関係行政機関から大学への施設整備予算の配分方法等について情報を収集するとともに、個別の大学を訪問し、各大学における施設整備資金の調達方法や執行方法、施設マネジメントの実態等について調査を行った。これらの調査結果については、研究協議会の場等で広く公表する予定である。(なお、平成20年5月に「平成20年度第1回国立大学法人等の財産管理に関する研究協議会」において成果を発表した。)</p> <p>また、民間資金を活用した施設整備 (PFI) の実態について、平成19年11月～12月にかけて、北海道大学、京都大学、大阪大学、鹿児島大学を訪問し、調査を行った。</p>		

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
② 高等教育財政に関連する内外の諸問題について、調査研究を進め、研究成果を公開し、関係者の参考に供する。	② 高等教育財政に関連する内外の諸問題について、調査研究を進め、研究成果を公開し、関係者の参考に供する。本年度は、ヨーロッパを中心に諸外国の大学財政について調査を行い、大学の予算獲得及びその配分について日本との比較研究を進める。	③大学の予算獲得及びその配分についての日米の比較研究状況及び研究成果の公開の状況						<p>○アメリカにおける州立大学の財政・財務に関する調査・研究 今年度は、アメリカのテネシー州、ニューヨーク州及びカリフォルニア州における大学予算のしくみ及び各大学における予算の執行方法等について調査を行った。テネシー州は、大学の業績に基づく予算配分システム（パフォーマンスファンディング）を約30年前から導入しているが、パフォーマンスファンディングにより配分される予算は全体の5%強であり、予算のほとんどを、教員数を主要変数とし、その他の要因を補足変数とする算定式による配分を行っていることがわかった。ニューヨーク州、カリフォルニア州は、全米でも大規模な高等教育システムを有する州であるが、ニューヨーク州では、詳細な算定式を策定しており、カリフォルニア州では、増分主義を取りつつ、学生の限界費用を算出して、予算根拠としていること等がわかった。こうした知見については、今後の運営費交付金の配分方法の見直しに大いに有用であると考えられる。</p> <p>また、テネシー大学、テネシー州立大学、ニューヨーク州立大学、カリフォルニア州立大学を対象に訪問調査を行ったが、各大学においても、基本的には算定方式により予算を各学部配分しているが、より戦略的に対応していることがわかった。</p> <p>さらに、授業料については、3州ともその決定メカニズムが異なっているものの、州政府と州立大学との予算折衝プロセスが重要であり、そのプロセスに両者の間に存在する調整委員会が大きな役割を果たしていることがわかった。</p> <p>○イギリスにおける大学の財政・財務に関する調査・研究 今年度は、イングランド高等教育財務協議会（HEFCE）とシェフィールド大学、インペリアルカレッジを訪問し、大学予算のしくみ等について調査を行った。HEFCEでは、算定式により各大学へ予算を配分しているが、教育関係の予算は学生数を基本として算定を行う一方で、研究関係の予算については、一定の算定式に基づいて算出した数値に研究評価による係数（評価が高い大学ほど係数が大きく、低い大学では係数が0とされている）を乗ずることで、大学間における予算配分に差を付けていることがわかった。</p> <p>また、各大学では、その実情に応じた対応を行っているもの、基本的には算定方式による予算配分を行っていることがわかった。</p> <p>さらに、イギリスの公的部門に普及している原価計算手法の活用方策について調査するため、HEFCEから委託を受け当該内容を実質的に立案したジーエムコンサルティングを訪問し、そのねらいや内容について情報を収集するとともに、インペリアルカレッジやユニバーシティ・カレッジ・ロンドンを訪問し、運用の実態について調査を行った。</p> <p>○フィンランドにおける高等教育財政と大学の財務管理等に関する調査・研究 平成19年10月にフィンランドを訪問し、高等教育政策と個別大学の財務管理に関する調査研究を実施した。具体的には、フィンランド教育省の管理している詳細な高等教育関係データベース（KOTA）の構築・運用実態を同省でヒアリングし、また高等教育評価委員会から大学およびポリテクニクの評価プロセスと手法について説明を受けた。さらに、ヘルシンキ大学およびシベリウス・アカデミーを訪問し、大規模総合大学と小規模単科大学の財務管理について、実務レベルの詳細な情報を得ることが出来た。日本の国立大学法人の経営情報データベースのあり方や、規模別・形態別の大学管理の手法について、有益な知見を得ることができた。</p> <p>○中国高等教育財政に関する調査・研究 量的拡大から質的向上の時代へと転換を図りつつある中国の高等教育の現状を調査するため、平成19年5～6月にかけて中国における高等教育の現状について調査を行い、重点投資の指定を受けた国立大学と通常の地方大学の格差、私立大学の発展の状況などについて知見を得た。</p> <p>○ニュージーランドにおける高等教育財政と予算配分制度改革についての調査・研究 昨年度から継続していた、ニュージーランドにおける2002年の教育法改正以降の高等教育政策の転換と予算配分制度改革の動向に関する調査・研究の成果を、センター研究紀要『大学財務経営研究』（第四号）において研究論文の形で公表した。</p>		

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
<p>③ 各国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集分析を通じて、国立大学法人の財務・経営に関する比較分析を以下の計画により行い、関係者の参考に供する。</p> <p>平成16年度 予備的検討 平成17年度から平成19年度 資料収集及び分析 平成20年度 報告書に取りまとめ、関係者の参考に供する。</p>	<p>③ 各国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料を収集し、平成18年度の国立大学法人の財務・経営に関する現状分析及び過去3年間の時系列比較分析を行う。</p>	<p>④比較分析の予備的検討の実施状況</p>						<p>○関係資料の収集 『平成19年度版国立大学の財務』の刊行に関連して、平成18年度の国立大学法人の財務諸表及びその他財務資料（予算、収支計画、及び資金計画など）を収集した。</p> <p>○国立大学法人の財務・経営に関する分析 収集した財務諸表等の分析について、『国立大学の財務』の取りまとめ方針を検討する会議（国立大学法人財務分析研究会）における検討と併行して、編集の枠組み及び財務・経営に関する分析指標としての指標群（財務の健全性・安定性、活動性、発展性、効率性及び収益性）の研究開発を前年度から継続して行った。 具体的には、国立大学法人法等によって公表が義務付けられている貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、業務実施コスト計算書及び附属明細書で得られる財務情報等の特質について検討するとともに、国立大学法人の規模、構成等の特性に応じて相互に財務・経営状況を比較できるようグループ分けを前年度と同様に行った。そして、予算・決算分析については、国立大学法人全体、特性別区分／規模別区分グループ及び個別大学について実施した。特に今年度新たに追加した分析としては、財務諸表が3年度分揃ったことにより経年比較分析を実施し、また問題点が指摘されつつも附属病院のセグメント情報が充実されたことなどを受けて、分析指標の拡充を図った。 なお、これらの研究成果を踏まえた専門的見地からの支援として、平成18年度に収集したデータに基づき、平成19年10月に行われた国立大学協会主催「マネージメントセミナー」において講師を務めるとともに、静岡大学からの依頼に応じて、平成19年9月に同大学の財務分析結果について、同大学の研究会で発表した。</p>		
<p>④ OECDのIMHE（高等教育機関マネージメント）事業に参加するとともに、内外の関係機関等との交流協力を深める。</p>	<p>④ OECDのIMHE（高等教育機関マネージメント）事業に参加するとともに、内外の関係機関等との交流協力を深める。</p>	<p>⑤IMHE事業の参加及び内外の関係機関との交流協力の状況</p>						<p>○OECDのIMHE（高等教育機関マネージメント）事業への参加等 平成19年9月に、スペイン・バレンシアで開催されたIMHE総会に参加し、高等教育機関の地域連携と国際競争力について、OECD諸国の高等教育関係者と意見交換を行った。なお、OECDのIMHE事業と密接に関連する「日英高等教育に関する協力プログラム」（平成19年6月）に参加し、今後のプログラム推進に関してイギリス側と協議を行った。</p> <p>○諸外国の高等教育機関との研究交流等 平成19年8月に中国の新疆師範大学で開催された「第3回日中高等教育フォーラム」に参加し、報告を行うとともに、中国の高等教育関係者と研究交流を行った。 また、平成19年10月、フィンランドのタンペレ大学との共催で、国際シンポジウム「フィンランドと日本の大学改革」を開催し、報告者としての役割を果たした。内容的には、両国の大学改革の進展を概観した上で、ガバナンス、財務、評価などのテーマごとに、政府の政策展開および個別大学の取り組み等の紹介と研究交流を行った。特に、機関統合が進み、法人化を控えた同国の高等教育セクターとの意見交換により、日本の国立大学法人の今後を考える上でも、有益な示唆を得ることができた。 さらに、平成19年12月に台湾師範大学で開催された会議「東アジアの大学院教育の発展と質の保証」に出席し、日本の現状について報告するとともに、東アジア諸外国の大学院教育の課題について意見交換を行った。</p> <p>○外国人客員教授の招聘 本年度は外国人客員教授として、イギリスからノッティンガム大学准教授のマーガレット＝ウッズ女史を招聘した。招聘期間中に講演会での報告を行い、今後、ワーキングペーパーを執筆の予定である。</p>		

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
⑤ 調査研究の成果を公開し、関係者の参考に供するため、高等教育財政・財務研究会を年5回程度、シンポジウムを年1回、講演会を年2回程度開催し、また、研究紀要を年1回、研究報告などを随時刊行する。	⑤ 調査研究の成果を公開し、関係者の参考に供するため、高等教育財政・財務研究会を5回程度、シンポジウムを1回、講演会を2回程度開催し、また、研究紀要を1回、研究報告などを随時刊行する。	⑥高等教育財政・財務研究会、シンポジウム、講演会の開催及び研究紀要、研究報告の刊行状況						<p>○高等教育財政・財務研究会 高等教育財政・財務研究会は、参加者のニーズに応じて適時適切な内容を設定し、かつ土曜日開催として参加しやすくするなど工夫して実施しており、その評価は高く、今後も引き続き時宜を得た内容を提供していく予定である。本年度は、国立大学における外部資金の在り方を主なテーマに、平成19年6月9日、7月21日、9月29日、12月15日及び平成20年2月2日の日程で年5回実施した。</p> <p>○シンポジウム 外部の研究者等からの知見等を得ること等を目的としてシンポジウムを開催しており、本年度は、英国シェフィールド大学よりミッシェル＝ブリュ戦略・企画担当副学長及びクレア＝ベインス戦略部長を招聘し、平成20年2月18日に「英国大学の資金配分と施設整備－シェフィールド大学の事例に学ぶ－」をテーマに開催した。 また、平成20年3月27日に、「平成19年度版 国立大学の財務」の概要と分析結果を説明するためセミナーを開催した。</p> <p>○講演会 海外における高等教育の財政・財務に関する最新状況を捉えるため、外部の研究者や本センターの外国人客員教授による講演会を年2回程度開催しており、本年度は平成20年1月21日に、桜美林大学の潮木守一招聘教授を招いて、ドイツの高等教育無償制の現状に関する講演会を開催した。また、平成20年3月19日に外国人客員教授であるマーガレット＝ウッズ氏の講演会を開催した。</p> <p>○研究紀要 センターの専任教員及び客員教員の研究論文を中心として研究紀要を刊行しており、本年度は平成19年8月に『大学財務経営研究』（第4号）を刊行した。</p> <p>○研究報告等 これまでの研究活動の成果は、前記の研究紀要や研究報告等で刊行しており、本年度は平成19年12月に研究報告第10号「国立大学法人化後の財務・経営に関する研究」を刊行した。</p> <p>○基盤的調査研究の成果 その他各専任教員の基盤的調査研究の成果は業務実績報告書（資料編）資料8のとおりである。</p> <p>○社会貢献 高等教育財政・財務に関連して文部科学省等の審議会・研究会に全員が学識経験者として次のとおり参加し、社会貢献の役割を積極的に果たした。 山本 清 文部科学省国立大学法人評価委員会臨時委員 丸山 文裕 日本私立学校振興・共済事業団学校法人活性化・再生研究会委員 水田 健輔 文部科学省国立大学法人等PFI検討会協力委員 島 一則 文部科学省教育財政に関する研究会メンバー 日本学生支援機構客員研究員 (平成19年9月まで在職) 石崎 宏明 文部科学省平成19年度「先導的大学の改革推進委託事業」選定委員会委員 (平成19年8月から在職)</p>		

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
<p>5 セミナー・研修事業の開催・実施</p> <p>各国立大学法人等が法人化の趣旨に沿って、その機能を有効に発揮できるよう、管理者層・幹部層の経営面に関する能力の向上が急務である。このため、社団法人国立大学協会と密接に連携しつつ、受講対象者を企画段階から参画させた企画委員会を作り、意向を十分踏まえた上で、以下のセミナー・研修事業を計画的に開催、実施し、国立大学法人の役員、幹部教職員等の経営面に関する能力と専門性の涵養、向上に寄与する。</p> <p>セミナー・研修事業の実施に際しては、毎年度平均で参加者の8割程度が満足するよう努め、アンケートの結果は毎年度の事業の企画に反映させ、参加者のニーズに対応した内容の充実を図る。</p> <p>なお、本セミナー・研修事業は、平成19年度以降は実施しない。</p>										
<p>① 大学トップマネジメントセミナー</p> <p>国立大学法人等の役員等が、国立大学法人等のマネジメントについて、的確な情報と専門的助言を得ることを目的に、毎年1回程度実施する。</p>										
<p>② 大学財務・経営セミナー</p> <p>国立大学法人等の事務局長等幹部職員が、国立大学法人等の財務・経営についての的確な情報と専門的助言を得つつ、国立大学法人等の経営能力を涵養することを目的に、毎年1回程度実施する。</p>										
<p>③ 大学職員スキルアップ研修</p> <p>国立大学法人等の課長、係長等に対し、財務管理に関する専門的知識・技術の向上を図ることを目的に、計画的、段階的に毎年1回程度実施する。</p>										

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
6 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供	5 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供	国立大学法人等の財務・経営の改善に関するための情報提供の実施状況 (下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価)	委員の協議により評定を決定					○国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するため、「国立大F&Mマガジン(メールマガジン)」の発刊、「大学財務経営研究第4号」等の刊行・配布による調査研究成果の提供、「国立大学の財務」(平成19年度版)の刊行・提供、「国立大学法人経営ハンドブック第3集」の刊行・配布、「国立大学法人等財務管理等に関する協議会」の開催等を実施した。	A	○各刊行物は何れもセンターの特徴的な研究成果であり、内容も充実しており評価できる。 ○メールマガジンでタイムリーに情報発信・共有できるようにしたことは、時代に適合した方法として評価できる。また、国立大学の財務やハンドブックの作成配付も年度内に終了しており、スムーズな情報発信ができたといえる。
① 財務・経営に関する調査研究で得た成果を随時国立大学法人等に提供する。	① 財務・経営に関する調査研究-1で得られた成果を随時国立大学法人等に提供する。 (年度計画①)	①-1調査研究の成果の提供状況						○「国立大F&Mマガジン(メールマガジン)」の発刊 本センターの情報提供活動の一環として、文部科学省等からの情報、研究レポート、各大学の経営情報、経営相談Q&A、各種事業等の案内等をタイムリーに提供することを目的に前年度より「国立大F&Mマガジン」を月1回程度発刊している。(本年度13回発刊) また、バックナンバー等をホームページに掲載するとともに、読者の関心の高い特別寄稿等についてもホームページにおいて閲覧可能とし、広く普及に努めた。 《配信件数:2,142件(平成20年3月末現在)》 ○財務・経営に関する調査研究成果の提供 本年度は、財務・経営に関する調査研究の成果物として「大学財務経営研究第4号」を刊行し、国立大学法人等に配付するとともに、本センターの協議会・研究会においても配付した。		
	① 国立大学法人の決算に基づいた財務諸表等の集計・分析を行い、その結果を国立大学法人に提供する。 (年度計画③)							○「国立大学の財務」(平成19年度版)の刊行・提供 本年度は、昨年度刊行した「国立大学の財務」(平成18年度版)に引き続き、各国立大学法人の平成18事業年度決算に基づいた財務諸表等の集計・分析を行い、その結果を取りまとめ、過去2年度分との対比を盛り込んだ「国立大学の財務」(平成19年度版)を平成20年3月に刊行し、国立大学法人等に提供した。 なお、国立大学法人の財務担当者等を対象に、「国立大学の財務」(平成19年度版)刊行記念セミナーを平成20年3月に開催し、「国立大学の財務」について、水田准教授から詳細に解説した。		
② 国立大学法人等に対し、マネージメントの参考資料として、財務・経営に関する基本的知識の解説、参考事例、基本資料等からなるガイドブックを平成16年度の早期に作成、配付し、随時その内容の更新・充実を図る。	② 国立大学法人等に対し、マネージメントの参考資料として作成・配布した、財務・経営に関する基本的知識の解説、参考事例、基本資料等からなるガイドブックについて、随時その内容の更新・充実を図る。 (年度計画②)	②財務・経営に関するガイドブックの作成・配付状況						○「国立大学法人経営ハンドブック」の作成・配布 本年度は、「国立大学法人経営ハンドブック第3集」の作成にあたり、編集委員会を平成19年12月に開催し、平成20年3月に第3集を刊行した。同時に国立大学法人等関係機関に配布した。 今後、第1集、第2集の内容について、必要に応じて更新・充実を図ることとしている。		
③ マネージメントに関する情報の提供・交流のための説明会・シンポジウム・講演会などを毎年1回程度開催する。	③ マネージメントに関する情報の提供・交流のための説明会・シンポジウム・講演会などを1回程度開催する。 (年度計画④)	③説明会・シンポジウム・講演会の開催状況						○「国立大学法人等財務管理等に関する協議会」の開催 国立大学法人等における財務・経営に関する情報の提供・交流のために、国立大学法人等の財務担当部長及び財務担当課長を対象にした「国立大学法人等財務管理等に関する協議会」を平成19年5月に開催し、文部科学省からの財務管理等に関する情報提供、国立大学法人等の財務に関する課題処理等、事例紹介を行うなど情報提供・交流を行った。		
7 財務・経営の改善に関する協力・助言	6 財務・経営の改善に関する協力・助言	財務・経営の改善に関する協力・助言の状況 (下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価)	委員の協議により評定を決定					○経営相談室において、文部科学省等の支援・協力の下、現場実務に着目した経営サポートによる経営支援・相談事業を実施した。	A	○多角的に協力、助言が行われている。 ○政府による平成18年度の事務及び事業の見直しにより、今年度からセミナーが実施されなくなったが、それを十分カバーする研究会や若手職員勉強会を組織し活性化させたことは、評価できる。特に若手勉強会ではメールリストも作られており、一方向のセミナーよりも、参加意識のある双方向の情報交換やネットワーキングが可能となり、有機的な活動が出来るようになったと言える。 ○今後は各国立大学法人の経営者を巻き込んだレベルでの情報共有が望まれる。

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
① 国立大学法人等の財務・経営の改善について、各大学が抱える共通課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ、経営コンサルタント等の民間実務者による経営相談など、協力や専門的・技術的助言を行う。	国立大学法人等の財務・経営の改善について、各大学が抱える共通課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ、経営コンサルタント等の民間実務者による経営相談など、協力や専門的・技術的助言を行う。	財務・経営に関する共通課題の処理実績の収集・情報提供及び経営相談などの協力・助言の実施状況						<p>○本年度は、前年度に引き続き、各国立大学法人の部・課長、係長等を前年度設置した経営相談室の財務（病院）経営支援研究会調査・相談員として委嘱し、それぞれの研究会において、先進事例の収集、分析・検証、情報提供等の活動を展開した。 『財務経営支援研究会調査・相談員 23名 病院経営支援研究会調査・相談員 22名』</p> <p>○財務経営支援研究会 ①取組事例の情報提供 各国立大学法人の先進事例等の取組事例を取りまとめ情報提供するために、実績報告書からの抽出作業を行い、前年度に引き続き「平成18事業年度国立大学法人財務・経営に関する取組事例」としてホームページに掲載した。 さらに、先進事例等について調査・相談員による各国立大学法人への訪問調査を行い、調査結果について取りまとめた事例概要について、平成20年度早々に情報提供する予定である。</p> <p>②若手職員勉強会の開催 経営相談事業の一環として、大学経営の中核を担っていくことが期待される若手事務職員を対象とした勉強会を開催し、パネルディスカッション・分科会等で、参加者自らが課題に取り組み、考え、発言し、まとめるといったより実践的な企画・構成で実施した。 『開催日：平成19年11月19日～20日 参加者数等：国立大学 79名』</p> <p>○病院経営支援研究会 ①取組事例の情報提供 各国立大学附属病院の先進事例等の取組事例を情報提供するため、各国立大学附属病院より先進事例等について推薦をしてもらい、取りまとめ結果を情報提供した。 さらに、先進事例等について調査・相談員による各国立大学附属病院への訪問調査を行い、調査結果について取りまとめた事例概要について、平成20年度早々に情報提供する予定である。</p> <p>②若手職員勉強会の開催 経営相談事業の一環として、国立大学附属病院においてリーダーとして期待される若手事務職員を対象とした勉強会を開催し、パネルディスカッション・分科会等で、病院固有の問題にも着目しながら参加者自らが取り組み、現状認識、問題点把握、改善策の構築といったより実践的なプログラムで実施した。 『開催日：平成19年11月27日～28日 参加者数等：国立大学附属病院、文部科学省 78名』</p> <p>③契約手法改善検討WG、ワークショップ（WS）の開催 国立大学附属病院の契約方法等に関する日頃の疑問、問題等について検討するため、各国立大学附属病院の契約担当者の参画を得て、準備会を開催しワーキンググループ（WG）を立ち上げ、種々の検討・意見交換を行った。 さらに、WGでの検討を踏まえ整理した内容等の情報提供と実践事例に基づく情報の共有化を目的に、実務担当者を対象にWSを開催した。 『開催日：平成20年1月9日～10日 参加者数等：国立大学附属病院 77名』</p> <p>○経営相談等 国立大学法人等からの相談等については、随時、個別の案件としてホームページ、電話等により受け付け、関係機関等とも連携して対応した。 また、若手職員勉強会・（病院経営）契約手法改善検討WG及びWS参加者によるメーリングリストを作成し、相談、情報提供、情報交換等に活用した。 ・経営相談フォーム（HP）による相談件数 10件 ・勉強会メーリングリストの活用による相談等件数 169件 【財務経営 74件 病院経営 95件】 ・契約手法改善検討WG及びWSメーリングリストの活用による相談等件数 118件</p> <p>○専門家と経営支援に係る打合せ 経営相談事業の充実を図るため、経営相談室において、銀行、情報総研、証券会社等の専門家と経営支援に係る内容について意見交換等を行った。</p>		

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
② 国立大学法人等において不用となった教育研究用機器の有効活用を促進するための情報提供システム「教育研究用機器リユース（再利用）情報提供システム」の管理運営を行う。 また、システムの活用が図られるよう、利用促進のPRに努め、成功事例の紹介等を積極的に行う。 なお、本教育研究用機器リユース（再利用）情報提供システムの管理運営は、平成19年度以降は実施しない。										
8 大学共同利用施設の管理運営 大学等の教育、研究、社会貢献等に関する諸活動の利用に供するために大学共同利用施設の管理運営を行う。 それぞれの施設の設置目的を考慮しつつ、全体として7割程度の稼働率の達成を目指し、有効利用が図られるようにする。 また、利用者のうち、毎年度7割程度以上（任意抽出調査）の利用者が満足するよう、各種サービスの質的向上に努める。	7 大学共同利用施設の管理運営 大学等の教育、研究、社会貢献等に関する諸活動の利用に供するために大学共同利用施設の管理運営を行う。 それぞれの施設の設置目的を考慮しつつ、有効利用が図られるようにする。また、利用者のうち、7割程度以上（任意抽出調査）の利用者が満足するよう、各種サービスの質的向上に努める。	大学共同利用施設の管理運営の実施状況 （下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価）	委員の協議により評価を決定					○大学共同利用施設の有効利用（稼働率の向上） 大学共同利用施設の有効利用については、稼働率の向上（中期計画においては全体として7割程度の稼働率の達成を目標）をめざし、会議室等に係る利用案内の窓口での配布、関係機関等に対するPR、公私立大学へ役員への直接訪問等を行った結果、本年度の全体の稼働率は、79.5%となり、前年度（76.8%）に引き続き目標を達成した。 また、平成18年度には更なる利用促進やサービスの向上を図るため、外部利用者が直接ホームページから施設予約や利用に関する情報を得ることのできる「会議室予約管理システム」を導入し、本年度から本格的に稼働させた。 ○サービスの向上（満足度の向上） 利用者の満足度を高めるため、前年度に引き続き、好評であった会場設営サービス及び業者の紹介サービス（会場受付・設営業者、食事等のサービス業者）を行い、サービスの向上に努めた。 また、利用者の満足度を把握するため、可能な限りアンケート調査を実施しており、利用者のほぼ全員から満足しているとの結果を得ることができた。 一方、利用に当たって、機器や機器操作盤の改善など要望があり、予算の範囲ではあるが、速やかに対応した。	A	○大学共同利用施設の運営は軌道に乗ったと言える。 ○稼働率等の目標を達成している。 ○（自己分析のとおり）アンケートの回収率が低いことが気になるが、未回収者についても不満足との印象でないとのことであり、今後も引き続き質的向上に努められるよう期待する。なお、回収率アップにも努められたい。 ○学術総合センター共用会議室の利用については、稼働率向上の検討が必要である。 ○学術総合センターについては、同時通訳ブースの設営などが時間がかかり、コストも高いと聞いている。グローバルな会議が増える中、同時通訳ブースのスムーズな設営や大型TV会議室の設置など、AVシステムの充実が望まれる。
① 学術総合センター共用会議室の管理運営 学術・高等教育に関する会議・講演会・研修会等を開催する場としての「学術総合センター共用会議室」の管理運営を行う。 施設利用の促進を図るため、次のサービスの向上等を行う。 ア) 会議室等に係る案内書を作成・配布 イ) ホームページを活用した会議室の利用に係る情報提供サービスを充実 ウ) 施設利用に伴う会場設営等のサービスを、求めに応じて提供する。 エ) 業務の外部委託の促進	① 学術総合センター共用会議室の管理運営 学術・高等教育に関する会議・講演会・研修会等を開催する場としての「学術総合センター共用会議室」の管理運営を行う。 施設利用の促進を図るため、次のサービスの向上等を行う。 ア) 会議室等に係る案内書を作成・配布 イ) ホームページを活用した会議室の利用に係る情報提供サービスを充実 ウ) 施設利用に伴う会場設営等のサービスを、求めに応じて提供する。 エ) 業務の外部委託の促進	①稼働率やアンケート結果と参考としつつ、学術総合センター共用会議室の管理運営の実施状況						○学術総合センター共用会議室等の管理運営 学術総合センター共用会議室等の適切な管理運営の実施や施設利用の一層の促進を図るために、これまで行ってきた会議室等に係る利用案内の窓口等での配布の継続に努めるとともに、好評であった会場設営サービス等を引き続き提供し、サービスの向上に努めた。 平成18年度には、会議室予約管理システムの導入に伴う管理業務全般（統括管理業務、窓口受付業務、会場設営業務、会議室管理業務他）の外部委託を実施し、入金管理の強化及びシステムの運用を含めた利用サービスの向上を図った。 また、本年度は、会議室予約管理システムを本格稼働させ、利用サービスの向上に努めた。 ○施設利用の促進（稼働率の向上） 学術総合センター共用会議室等の稼働率は、本年度は35.4%（前年度39.2%）であった。今後も、PR活動とともに、会議室予約管理システムの活用により、稼働率の向上に努めることとしている。		

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
② キャンパス・イノベーションセンターの管理運営 社会人を対象としたサテライトキャンパス、企業関係者等との連携・協力等を行うリエゾンオフィス等を有した地域社会への貢献や産学官連携・情報発信の拠点となる「キャンパス・イノベーションセンター」の管理運営を行う。 また、施設利用の促進等を図るため、ホームページ等を活用しPRを行うとともに、事務の効率化を図るため、その業務については積極的に外部委託を行う。	② キャンパス・イノベーションセンターの管理運営 社会人を対象としたサテライトキャンパス、企業関係者等との連携・協力等を行うリエゾンオフィス等を有した地域社会への貢献や産学官連携・情報発信の拠点となる「キャンパス・イノベーションセンター」の管理運営を行う。 また、施設利用の促進等を図るため、ホームページ等を活用しPRを行うとともに、事務の効率化を図るため、その業務については積極的に外部委託を行う。	⑤ キャンパス・イノベーションセンターの管理運営の実施状況						○キャンパス・イノベーションセンターの管理運営 キャンパス・イノベーションセンターの適切な管理運営の実施や施設利用の促進を図るために、これまで、会議室等に係る利用案内の関係機関等へ配布などのPRに努めた。また、会議予約管理システムの本格稼働により、一時利用の利用促進が図られた。 キャンパス・イノベーションセンターの管理運営業務は、事務効率化を図るために、その全体について平成16年度当初から外部委託としている。 平成18年度には、キャンパス・イノベーションセンター東京地区におけるイベント情報、活動状況を発信するため、専用のホームページを立ち上げ、本年度は、キャンパス・イノベーションセンター大阪地区についても、専用のホームページを立ち上げ、情報発信の強化に努めた。 ○施設利用の促進（稼働率の向上） キャンパス・イノベーションセンターの本年度の稼働率については、東京地区は、91.6%（前年度91.0%）であり、大阪地区は、76.4%（前年度67.7%）であり、全体としては、86.3%（前年度82.9%）となった。 また、本年度専有利用については、東京地区は100%を達成しており、大阪地区についても94.7%（前年度84.2%）となっている。		
9 国立大学法人財務・経営情報提供システムの構築	8 国立大学法人財務・経営情報提供システムの構築	国立大学法人財務・経営情報提供システムの構築の実施状況 （下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価）	委員の協議により評価を決定					○国立大学法人財務・経営情報提供システムについては、昨年度導入した本システムの供用開始に向け、最終的な運用テスト等を昨年度に引き続き実施し、平成19年7月に国立大学法人等への供用を開始した。	A	○平成19年度からの情報提供システム供用開始の計画が着実に実行され、多くの大学が利用登録していることは評価できる。 ○国立大学法人側でさらなる有効活用されるよう期待したい。
① 国立大学法人財務・経営情報提供システムを平成18年度までに構築し、平成19年度から供用を開始する。	① 国立大学法人財務・経営情報提供システムの供用を開始する。	① 国立大学法人財務・経営情報提供システムの構築及び供用に向けた取組状況						○昨年度導入した本システムの供用開始に向け、最終的な運用テスト等を昨年度に引き続き実施し、平成19年7月に国立大学法人等へ、平成17年度決算データによる財務諸表と財務比率（財務の健全性・安全性、活動性、発展性等）等で構成する情報提供システムの供用を開始した。 現在、78大学、4大学共同利用機関法人、国立高等専門学校機構、（社）国立大学協会が利用登録している。 また、より一層、各国立大学法人等が経営改善の検討をする際の参考に供えるよう、国立大学法人の平成16年度決算データ及び平成18年度決算データの追加登録を実施し、平成20年度早々の追加データを含めた供用開始に向けて、検証・運用テスト等を実施した。		
② 当該システムの構築に当たっては、委員会を開催する等国立大学法人関係者との連携・協力を図りつつ行う。	平成19事業年度計画なし	② 国立大学法人関係者との連携・協力の実施状況								
10 旧特定学校財産の管理処分 国から承継した旧特定学校財産について、施設費交付事業等の財源に充てるため、次のとおり対応し、その処分促進に努める。 なお、処分の予定時期等の計画については、年度計画において策定することとし、毎年度その進捗状況を明確にする。	10 旧特定学校財産の管理処分 国から承継した旧特定学校財産について、施設費交付事業等の財源に充てるため、次のとおり対応し、その処分促進に努める。	旧特定学校財産の管理処分の実施状況 （下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価）						○広島大学本部地区跡地については、広島市が中心となって立ち上げたプロジェクトにおいて選定された事業予定者に対し、20年度に跡地を売却する予定である。 また、東京大学生産技術研究所跡地については、平成20年1月に、同法人と土地持分売買契約を締結し、センターが所有する土地持分の所有権を一部移転した。また、これに伴い、センターが所有する未売却の持分を国立新美術館用地として使用するため、土地使用契約を締結した。	A	○東京大学生産技術研究所跡地の進展が見られたことは評価できる。

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
① 大阪大学医学部等跡地及び広島大学本部地区跡地 地元自治体との協議を進め、処分の促進に努める。なお、地元自治体による具体的な処分が見込まれない場合は、速やかに一般競争により処分を行う。	① 広島大学本部地区跡地 地元自治体との協議を進め、処分の促進に努める。なお、地元自治体による具体的な処分が見込まれない場合は、速やかに一般競争により処分を行う。	①大阪大学医学部跡地及び広島大学本部地区跡地の処分に向けた取組状況						○広島大学本部地区跡地の状況 広島大学本部地区跡地については、広島市が中心となって立ち上げた「ひろしま『知の拠点』再生プロジェクト」により、その利用が図られようとしているところである。 「ひろしま『知の拠点』再生プロジェクト」では、広島市及び広島大学が主催者となって選考委員会を立ち上げ、プロポーザル方式で民間事業者を選定し、選定された民間事業者が土地取得や施設整備を実施することとしており、跡地を「知の拠点」の核となるゾーン、「知の拠点」を支えるゾーンに区分し、「知の拠点」の核となるゾーンには国際人材育成センター（広島大学等で構成する大学コンソーシアムが利用）の機能を導入することが必須条件となっている。 平成19年4月に、広島市からセンターに対して、事業者選考委員会の選考結果を踏まえて事業者を選定した旨の通知があり、これを受け、センターから広島市に対して広島大学本部地区跡地の早期処分が実現されるよう通知を行った。 その後、事業者の事業計画案に基づきプロジェクトが確実に実施されるよう、広島市、広島大学及び事業者の三者で協定書が締結されることとなり、同年9月に、「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」の推進に関する協定書が締結された。本協定書において、事業者による跡地の取得期限が平成20年3月までとされた。 しかし、平成20年3月に、事業者から広島市に対し、事業計画、建築スケジュール等を精査する期間が必要であることから取得期限を2か月程度延期してほしい旨の要望があったため、広島市からセンターに取得期限延期に係る協議があった。これに対し、センターから広島市に対して、改めて当該跡地の早期処分が実現されるよう要請し、延期を了承する旨の通知を行った。センターとしては、今後、速やかに、事業者が跡地を売却する予定である。		
② 東京大学生産技術研究所跡地 文化庁に対し国立新美術館建設用地として貸付を継続しつつ、早期売却の実現を図る。	② 東京大学生産技術研究所跡地 文化庁等に対し国立新美術館建設用地として貸付を継続する。	②東京大学生産技術研究所跡地の売却に向けた取組状況						○東京大学生産技術研究所跡地の状況 昨年度に引き続き、平成19年4月に、国立新美術館用地として独立行政法人国立美術館と賃貸借契約を締結した。 同法人への跡地売却については、本年度、同法人に国立新美術館用地の分割購入に係る予算として63億円が措置されたことから、平成20年1月に、同法人と土地持分売買契約を締結し、センターが所有する土地持分の所有権を一部移転した。また、これに伴い、センターが所有する未売却の持分を国立新美術館用地として使用するため、土地使用契約を締結した。 なお、平成20年度については、同法人に跡地に係る購入経費として78億円が予算措置されており、同法人と売買契約を締結し、所有権の一部移転を行う予定である。		
11 承継債務償還 国から承継する旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。	11 承継債務償還 国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する43国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）768億円の償還及び当該債務に係る224億円の利子の支払いを確実に行う。	承継債務の確実な徴収及び償還に向けた取組状況	委員の協議により評価を決定					○承継債務償還の状況 センターは、旧国立学校特別会計の財政融資資金からの長期借入金（債務）を一括して承継しており、センターと国立大学法人との間で締結した協定書に基づき、国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、財政融資資金への償還を行った。 ○具体的手続き 協定書に基づき、前年度に「平成19年度における債務負担額について」の通知を各国立大学法人に送付し、納付期限の数日前に、センターからeメールで各国立大学法人へ連絡を行い、償還についての確認を実施した。その後、各国立大学法人から納付される金額を徴収するとともに、国に対して承継債務の償還及び当該債務に係る利子の支払いを実施した。 また、平成20年度の債務償還のため、「平成20年度における債務負担額について」の通知を各国立大学法人に送付した。	A	○特段の遅延もなく計画通りに財政融資資金に償還されていることは評価できる。納付期限前の各大学への連絡など、償還推進に当たったきめ細かな配慮が見られることも評価できる。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画【評価 A】

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
1 期間全体に係る予算略 2 期間全体に係る収支計画略 3 期間全体に係る資金計画略	1 平成19年度に係る予算略 2 平成19年度に係る収支計画略 3 平成19年度に係る資金計画略	適正な予算の執行状況	予算執行の合规性、正確性、経済性・効率性、有効性を基準としつつ、委員の協議により評定を決定					○本年度においては、適正な予算の執行を行った。	A	○予算の範囲内で年度計画を履行しており、適正な予算執行が行われたことは評価できる。
4 自己収入の確保	4 自己収入の確保	自己収入の確保についての状況（以下の状況を踏まえ、本項目の総合評価）	委員の協議により評定を決定					○自己収入の主なものである産学協力事業収入については、大学共同利用施設の利用率向上が収入の確保に直結するため、その利用率の向上に努めた。 ○産学協力事業収入は、292,186千円（平成18年度）から277,985千円（平成19年度）となった。 （参考） 平成17年度産学協力事業収入 253,206千円	B	○自己収入の確保について、大学共同利用施設の利用率向上に努めているものの収入増には繋がらなかった。 ○大学共同利用施設の利用料については、大型TV会議システムの設置や、同時通訳ブースの設置などAVシステムの充実で、さらに高い料金での高い利用率が期待できることから、今後検討されたい。
① 大学共同利用施設について適正な利用料の徴収を行うとともに、利用率の向上に努める。	大学共同利用施設について適正な利用料の徴収を行うとともに、利用率の向上に努める。	①適正な利用料の徴収及び利用率向上に向けた取組状況						○大学共同利用施設の利用料については、不動産鑑定士による近隣の類似施設の会議室利用料の調査の結果や（独）国立オリンピック記念青少年総合センター等における施設利用料を勘案して設定した。 ○利用率の向上については、前述（評価指標「大学共同利用施設の管理運営の実施状況」（項目別-15））のとおり利用促進のPRやサービスの向上に努めた。		
② 国立大学法人等からの委託事業について適正な委託料の徴収を行うとともに、受託事業の増加に努める。	平成19事業年度計画なし	②国立大学法人等からの受託事業増加に向けた取組状況								
5 人件費の削減 平成22年度の常勤役職員に係る人件費を平成17年度（254百万円）に比べて5.0%以上（平成20年度までには概ね3%以上）削減する。ただし、平成18年度以降の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は、報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。その際、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを行う。	5 人件費の削減 平成19年度の常勤役職員に係る人件費については、中期計画を達成するため、平成18年度に比べて1%以上を削減する。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は、報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。その際、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを行う。	人件費削減の実施状況 給与水準の適切性	委員の協議により評定を決定					○平成19年度の常勤役職員に係る人件費の決算額は、前年度欠員であった職員を1名補充したため、228,365千円であり、平成18年度の決算額（222,718千円）に比べて2.5%の増加となったが、平成17年度の決算額に比べれば、△9.5%の削減となるため、十分に総人件費改革に対応できる状況である。 ○平成19年度の事務職員の給与水準について、国家公務員（行政職（一））の給与水準と比較したところ、ラスパイレース指数は、106.2（平成18年度116.8）であった。 これは、所在地が地域手当の支給地であることが主な原因であり、地域を勘案した指数95.9であるため、適切な給与水準である。 （参考） 地域勘案 95.9 学歴勘案 103.3 地域・学歴勘案 93.0	A	○人件費の削減については、計画に比して大幅な削減率を達成しており評価できる。 ○給与水準については、ラスパイレース指数がやや高いものの、前年度よりも大幅に改善が図られており、特段の問題はないものと思われる。

IV 短期借入金の限度額【評価 - 】

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
1 短期借入金の限度額 101億円とする。 2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）等が生じた場合に対応するため。	1 短期借入金の限度額 101億円とする。 2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）等が生じた場合に対応するため。	短期借入金の借入状況	委員の協議により評価を決定					○本年度においては、短期借入金の実績はなかった。	-	○短期借入の実績なし。

V 重要な財産を譲渡し、又は担保する計画【評価 - 】

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
予定なし。	予定なし。	重要な財産の処分等の状況	委員の協議により評価を決定					○本年度においては、予定しておらず、実績はなかった	-	○重要財産の処分実績なし。

VI 剰余金の使途【評価 - 】

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
1 研修事業の充実（平成19年度以降は対象としない） 2 調査研究の充実 3 情報提供の充実	1 調査研究の充実 2 情報提供の充実	剰余金の使用等の状況	委員の協議により評価を決定					○本年度においては、剰余金使用の実績はなかった。	-	○剰余金使用の実績なし。

Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項【評価 A】

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等																				
			S	A	B	C	F																							
1 人事に関する計画	1 人事に関する計画	人事管理の状況 (以下の状況を踏まえ、本項目の総合評価)	委員の協議により評価を決定					○人事管理については、以下のような方針等のもと実施したところであり、今後もその方針に沿って実施することとしている。	A	○人事計画に従いつつ、柔軟な組織整備が行われたと評価できる。																				
(1) 方針 ① 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。	(1) 方針 ① 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。	①業務の変動に応じた柔軟な組織体制の構築及び人事交流の実施状況						○本年度は、経営支援課に7月から新たに「経営情報係主任」（企画係員の振替）を配置し、相談事業体制の充実を図った。また、国及び国立大学法人等との人事交流により質の高い人材の確保を図った。 人事交流については、センターの業務が国立大学法人等全体に関わるものであることから、例えば、国立大学法人からの交流者にとっては、センターでの職務で幅広い知識や情報が得られることにより、専門性の向上が図られ、また、センターにとっては、交流者の国立大学での現場経験がセンターの業務強化につながるなど、人事交流を行う組織や個々の職員にとってメリットのある交流を実施した。																						
② 専門的研修事業等の活用により、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。	② 専門的研修事業等の活用により、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。	②職員の専門的研修の活用状況						○職員の専門性の強化や意識改革を図るため、受講対象者の要件に該当する職員がいる場合には、積極的に参加させた。平成19年度の受講実績は、役職別研修又は分野別研修など8件の研修に延べ10名が参加した。																						
(2) 人員に係る指標 常勤職員数については、抑制を図る。	(2) 人員に係る指標 常勤職員数については、抑制を図る。	③人事管理の状況						○本年度の常勤職員は24名（2名欠員）であった。																						
2 中期目標の期間を超える債務負担		中期目標期間を超える債務負担の状況	委員の協議により評価を決定					○80,717百万円の償還を行った。	A	○施設費貸付事業の貸付実績を適切に反映した償還が行われた。																				
長期借入金 (単位：百万円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期借入金償還金</td> <td>77,129</td> <td>75,931</td> <td>78,403</td> <td>78,693</td> <td>75,653</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>中期目標期間小計</th> <th>次期以降償還額</th> <th>総償還額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期借入金償還金</td> <td>385,810</td> <td>680,726</td> <td>1,066,537</td> </tr> </tbody> </table>			区分	H16	H17	H18	H19	H20	長期借入金償還金	77,129	75,931	78,403	78,693	75,653	区分	中期目標期間小計	次期以降償還額	総償還額	長期借入金償還金	385,810	680,726	1,066,537								
区分	H16	H17	H18	H19	H20																									
長期借入金償還金	77,129	75,931	78,403	78,693	75,653																									
区分	中期目標期間小計	次期以降償還額	総償還額																											
長期借入金償還金	385,810	680,726	1,066,537																											